

議案第17号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則別表第2（1）杉並区立阿佐谷地域区民センターの部第5集会室の項の次に次のように加える。

第6集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
第7集会室	1,300円	900円	900円	300円
第8集会室	2,000円	1,300円	1,300円	500円

附則別表第4（1）杉並区立阿佐谷地域区民センターの部第5集会室の項の次に次のように加える。

第6集会室	2,200円	1,500円	1,600円	500円
第7集会室	1,100円	700円	800円	200円
第8集会室	1,600円	1,100円	1,200円	400円

別表第2（1）杉並区立阿佐谷地域区民センターの部第5集会室の項の次に次のように加える。

第6集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
第7集会室	1,300円	900円	900円	300円
第8集会室	2,000円	1,300円	1,300円	500円

附 則

- この条例は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例附則別表第2（1）及び附則別表第4（1）に規定する杉並区立阿佐谷地域区民センタ

一の第6集会室、第7集会室及び第8集会室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

阿佐谷地域区民センターの集会室の使用料を定める必要がある。